17.13　塩素に係る要件
17.13.1　貨物格納設備
17.13.1.1　貨物タンクの容量は、１タンク当たり600㎥を超えてはならず、かつ、貨物タンクの容量の合計は、1,200㎥を超えないこと。
17.13.1.2　貨物タンクの設計蒸気圧は、1.35MPa未満としないこと。
17.13.1.3　上甲板上の貨物タンクの突出部は、火災の場合の輻射熱から保護する措置を講じること。
17.13.1.4　適切な材料の破壊板を貨物タンクと圧力逃し弁の間に取り付けること。破壊板の破壊圧力は、1.35MPa以上であり、かつ、貨物タンクの設計蒸気圧で設定されている圧力逃し弁の設定圧力より0.1MPa小さい値であること。破壊板と圧力逃し弁の間の空気は、通常の使用状態において、大気圧又はそれに近い圧力に維持し、かつ、エクセスフロー弁を介して圧力計及びガス検知装置に導くこと。
17.13.1.5　圧力逃し弁からの排出口は、船内及び周囲の環境の危険を最小にするように設けること。圧力逃し弁からの漏洩は、できる限りガス濃度を減少させる呼吸装置を通すこと。圧力逃し弁からの排気管は、船舶の前端の甲板の高さの位置で船外に排出できるように両舷に取り付け、かつ、いずれか一方の舷側の開口が開くことができるような設備を設けること。塩素を冷却して運送する場合は、貨物タンク内の圧力は適切な圧力であること。
17.13.2　貨物管装置
17.13.2.1　塩素は、水中型ポンプを使用するか又は陸上からの加圧された塩素ガス、乾燥空気若しくはその他のガスにより揚荷すること。揚荷中の貨物タンク内の圧力は、1.05MPaを超えないこと。
17.13.2.2　貨物管装置の設計圧力は、2.1MPa以上であること。貨物管の内径は、100㎜を超えないこと。熱による伸縮を吸収する方法は、曲り管以外の方法を用いないこと。フランジ継手は、必要な最小限度の数にとどめ、かつ、突合せ溶接のフランジを用いること。
17.13.2.3　貨物管装置の逃し弁からの排出は、適切な吸収速度を有する吸収装置へ導くこと。
17.13.3　材料
17.13.3.1　貨物タンク及び貨物管装置は、貨物の性状及び－40℃の温度に適した鋼製のものとすること。
17.13.3.2　貨物タンクは、熱処理による応力除去を行うこと。
17.13.4　各種装置（安全設備）に係る要件
17.13.4.1　貨物タンク及び貨物管装置には、塩素吸収装置を接続すること。吸収装置は適切な吸収速度を有し、かつ、貨物の容量の２％以上を中和できるものであること。
17.13.4.2　貨物タンク内をガスフリーする場合、大気中に貨物のガスを放出しないこと。
17.13.4.3　ガス検知装置は、体積比１ppmのガス濃度を検出でき、体積比５ppmのガス濃度で可視可聴の警報を発するものであること。採取端は、次の位置に取り付けること。
⑴　船倉区域の底部付近
⑵　逃し弁に接続された管内
⑶　ガス吸収装置の排出口
⑷　居住区域、業務区域、機関区域及び制御場所の通風装置の空気取入口
⑸　甲板上の貨物区域の前端、中央部及び後端
17.13.4.4　貨物タンクには、1.05MPa以上で可聴警報を発する装置を取り付けること。
17.13.5　人身保護
多量の貨物の流失が生じた場合に、人身を保護するために次の要件に適合する閉囲された区画を居住区域内に設けること。
⑴　開放された甲板及び居住区域から容易、かつ、迅速に近づくことができ、かつ、直ちにガス密に閉鎖できるものであること。
⑵　甲板及び居住区域からの出入りは、エアロックにより行うものであること。
⑶　乗務員全員が居住するのに十分な大きさであること。
⑷　新鮮な空気を４時間以上供給できる装置が備えられていること。
⑸　一の防染シャワーが、当該区域に通行するためのエアロック付近に備えられていること。
⑹　１組の酸素呼吸具が備えられていること。
17.13.6　積付制限
17.13.6.1　規則第233条第２号の規定は適用しない。
17.13.6.2　積荷終了後の貨物タンク内の空間の塩素ガス含有率は、体積比で80％を超えること。
17.14　酸化エチレンに係る要件
17.14.1　17.18の規定に適合すること。
17.14.2　甲板タンクで運送しないこと。
17.14.3　鋳鉄並びにステンレス鋼のうち日本工業規格ＳＵＳ416及びＳＵＳ442は、貨物格納設備及び管装置に用いないこと。
17.14.4　直前に積載していた貨物が酸化エチレン、酸化プロピレン又はこれらの物質の混合物である場合を除き、前の貨物の残渣が完全に除去されるようにあらかじめ酸化エチレンを積載するタンク及び関連の管装置を十分、かつ、有効に洗浄すること。
17.14.5　ディープウェルポンプ又はイナート・ガスを用いる置換法以外の方法で揚荷しないこと。
17.14.6　－30℃未満で運送しなければならない。
17.14.7　圧力逃し弁は、0.55MPa以上の圧力で設定すること。最大設定圧力は、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長（船舶安全法（昭和８年法律第11号）第８条の船舶にあっては、船級協会。17.18.24の規定において同じ。）の承認を受けること。
17.14.8　貨物タンク内に窒素ガスを封入し、貨物タンクの空間を窒素含有率が体積比で45％未満とならないようにすること。
17.14.9　積込み前及び貨物タンク内に酸化エチレンの液体又はガスが入っている場合は、貨物タンク内のガスは、窒素で不活性化すること。
17.14.10　水噴霧装置は、貨物格納設備の火災時に自動的に作動するものであること。
17.14.11　制御できない自己反応が起こった場合、酸化エチレンを廃棄するための設備を設けること。
17.15　配管に係る要件
管装置は、分離すること。
17.16　メチルアセチレンとプロパジエンの混合物に係る要件
17.16.1　適切な安定化を行うこと。冷却中の温度及び圧力は適切なものであること。
17.16.4　メチルアセチレンとプロパジエンの混合物を運送する場合は、できる限り間接式の冷却装置を備え付けること。ただし、組成に応じた圧力及び温度を制限する場合は、直接蒸気圧縮の冷却装置を使用することができる。
17.16.5　メチルアセチレンとプロパジエンの混合物を積載する貨物タンクの管装置及び冷却装置は、他の貨物タンクの管装置及び冷却装置から独立又は分離すること。
17.17　窒素に係る要件
貨物を取り扱う装置の構造材料及び防熱材等は、高い濃度の酸素の影響に耐えるものであること。凝縮が生じるおそれのある場所は、十分に通風すること。